

議 案 第 6 2 号

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

被災地からの要請に基づき被災地支援をしている職員等を定数外とし、職員の適正な配置を行うことにより、職場環境の整備を図るため。

松戸市職員定数条例の一部を改正する条例

松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。